

セーフティネット住宅供給促進事業費

1 事業概要

低額所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」として登録された賃貸住宅のうち、次のいずれかに該当する方専用賃貸する住宅の改修に対し、市町村を通して補助するもの。

入居者属性	世帯収入
新婚世帯、子育て世帯（ひとり親世帯を含む。）、 若者単身世帯、移住世帯	月収38.7万円以下
低額所得者	月収15.8万円以下

2 補助事業の内容【拡充】※

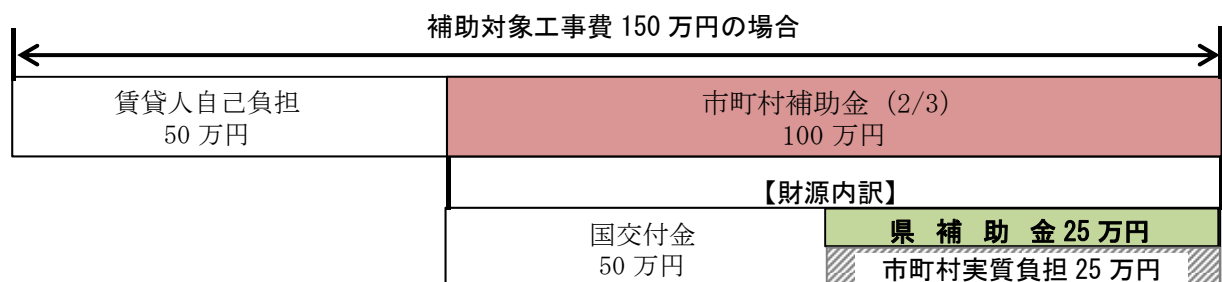
補助対象工事	工 事 例
①ヒートショック対策工事等	浴室暖房器、断熱サッシ設置等
②バリアフリー改修工事（外構部の改修を含む）	段差解消、手すり設置等
③耐震改修工事	筋交い、耐震壁設置等
④シェアハウスへの用途変更工事	用途変更に伴う防火設備等
⑤間取り変更工事	間仕切りの追加・撤去等
⑥子育て世帯対応改修工事	床・壁等の防音工事等
⑦防火・消火対策工事	スプリンクラー等の設置

補助限度額：100万円／戸（ただし、②～⑦のいずれかを含む場合は200万円／戸）

補 助 率：補助対象工事費の2／3 ※拡充は、②⑥⑦（従前100万円／戸）

【補助スキーム】

- ・ 県は、国補助金の地方負担分の半分を市町村に対して補助



建築住宅課 安心居住推進担当
TEL 023-630-2649

やまがたの誇れる景観魅力発信事業

1 事業概要

車で容易に訪れることができ、山形ならではの美しい景観を体感できる「『やまがた景観物語』おすすめビューポイント」を選定し、現地を訪れてこそ得られる景観に関わる歴史や物語などの情報をあわせて発信することで、周遊促進を図り、交流人口の拡大と地域の振興に結びつける。

2 事業内容

令和2年度は、令和元年度に追加選定した新たなビューポイントに係る情報発信基盤としてQRコード付き現地標識を整備するとともに、県内各地のビューポイントを活用した周遊促進と情報発信のさらなる充実に取り組む。

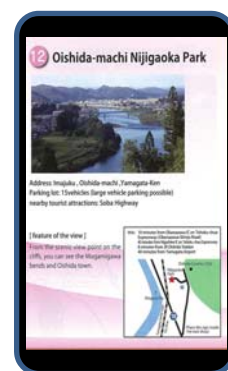
(1) ビューポイント追加選定箇所への現地標識の設置

令和元年度に追加選定されたビューポイントについて、スマートフォンなどで景観に関わる歴史や物語等の情報を読み取ることができるQRコード付きの現地標識を設置し、東京オリンピック・パラリンピックとその後に向けたさらなる周遊拡大を促進。



(2) ホームページの外国語表記の改善

現在、自動翻訳としている外国語表記のうち、主要部分について通訳の翻訳を標記することで、インバウンド対応の質を向上。



ホームページ改善
(イメージ)

(3) ビューポイントの活用

ビューポイントの周遊拡大に向けた以下の取組みを継続して実施。

- ① 写真コンテストと写真展示
- ② ビューポイントを巡るフォトツアー
- ③ スマートフォンによるスタンプラリー



①写真展示(R1.7・仙台市)



②R1 年度フォトツアー(R1.11・庄内)



県土利用政策課 景観・地域づくり担当
TEL 023-630-2578

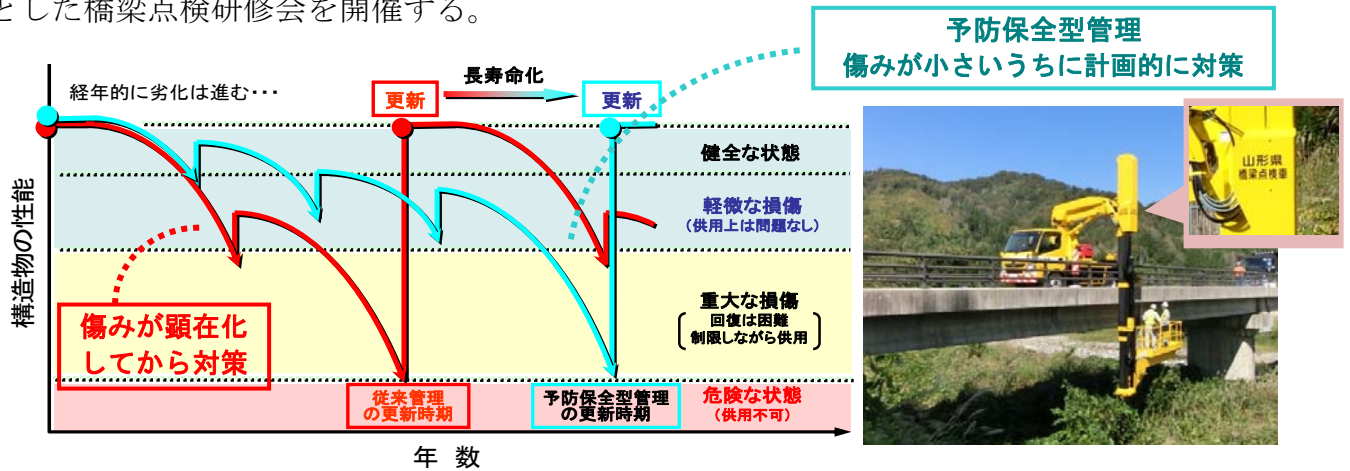
道路施設長寿命化対策事業費

1 事業概要

県が管理する橋梁、舗装、トンネル等の道路施設について、「傷んでから治す」維持管理から「傷みが小さいうちから計画的に補修する」予防保全型の維持管理への移行を推進することで、県民生活の安全安心を確保しながら将来的な財政負担を抑制する。

また、道路橋の長寿命化計画を確実に推進するため、不測の大地震による落橋等の防止対策として、耐震性能が劣るとされている既設橋梁の耐震補強を計画的に実施する。

さらに、県並びに市町村管理橋梁の長寿命化対策を促進するため、県、市町村職員を対象とした橋梁点検研修会を開催する。



2 事業内容

(1) 橋梁 (橋梁定期点検、補修計画策定、長寿命化対策工事、耐震補強工事)



(2) 舗装 (長寿命化対策工事)



(3) トンネル (トンネル詳細点検、長寿命化対策工事)

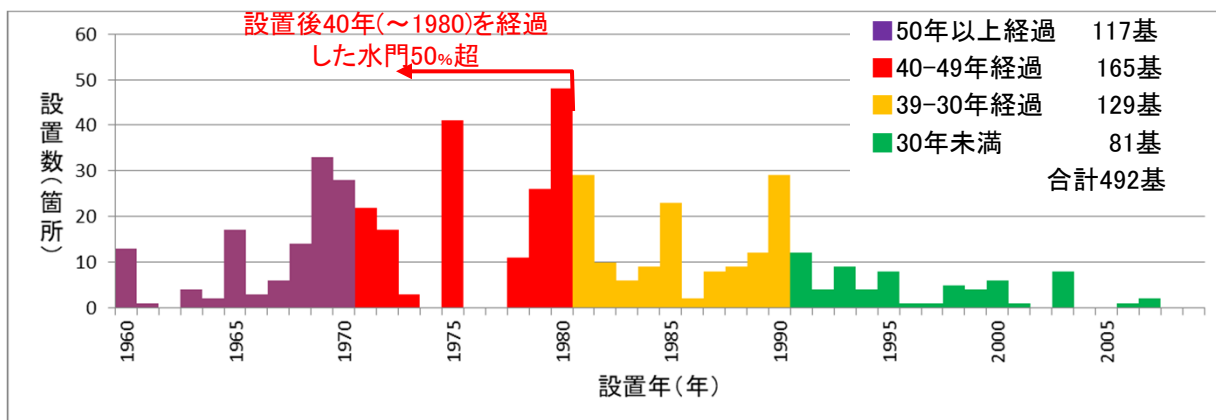


道路保全課	道路メンテナンス・市町村道担当	TEL: 023-630-2608
道路整備課	橋梁舗装担当	TEL: 023-630-2606

河川管理施設長寿命化対策事業費

1. 事業概要

県管理のゲートを有する水門等河川管理施設は496基あるが、整備後30～40年経過した施設が多く、今後施設全体の老朽化が急激に進行することから長寿命化計画に基づき、補修及び更新を行う。



2. 事業内容

長寿命化計画に基づいて、防錆対策の塗装や機械・電気設備の交換など、適時・適切な補修・修繕、部品交換を実施することにより、長期的なコスト縮減・ライフサイクルコストの最適化を図りながら健全な設備状態を保ち、浸水被害に対する安全の確保に努める。

樋門・樋管のゲートの更新の際には、出水時における閉操作の遅れを防止するため、無人化（フラップゲート化）を推進する。

- ・河川管理施設長寿命化対策事業費（防災・安全） → 丸岡分水堰、小牧川水門
- ・河川管理施設長寿命化対策事業費（単独） → 公共対象外の河川管理施設



開閉装置(ロープ端末装置)の劣化により機能不全のおそれ (青龍寺川水門)



更新時のゲート操作の無人化の推進 (フラップゲート化)

河川課河川管理担当
TEL 023-630-2611

砂防関係施設長寿命化対策事業費

1 事業概要

砂防関係施設は、土砂災害から住民の生命と財産を守るための重要な社会資本であり、その機能及び性能を長年に渡り維持・確保していく必要がある。

本事業は、破損や老朽化で機能低下が確認された砂防関係施設に対して、施設の損傷に応じた補修・改築等の対策工事を実施し、長寿命化を図るものである。

本県が管理する主な砂防関係施設（平成31年3月末現在）

- ・砂防えん堤1,165基、床固工※164基
 - ・地すべり防止施設（集水井）551基
 - ・急傾斜地崩壊防止施設（法枠、擁壁工、落石防護柵）2,365施設
- ※ 溪流保全工に属するものを除く

2 事業内容

砂防関係施設の長寿命化対策のための設計・工事を実施する。

- ・砂防えん堤：見月沢川（飯豊町）ほか5箇所
- ・地すべり防止施設：大網（鶴岡市）1箇所
- ・急傾斜地崩壊防止施設：松の木（庄内町）ほか2箇所

砂防えん堤 対策例（破損した砂防えん堤の改築）



地すべり防止施設 対策例（老朽化した^{しゅうすいせい}集水井※の補修）

※地すべりを抑制するため地下水を集水する井戸



砂防・災害対策課 砂防事業担当
TEL：023-630-2633

港湾施設長寿命化対策事業費

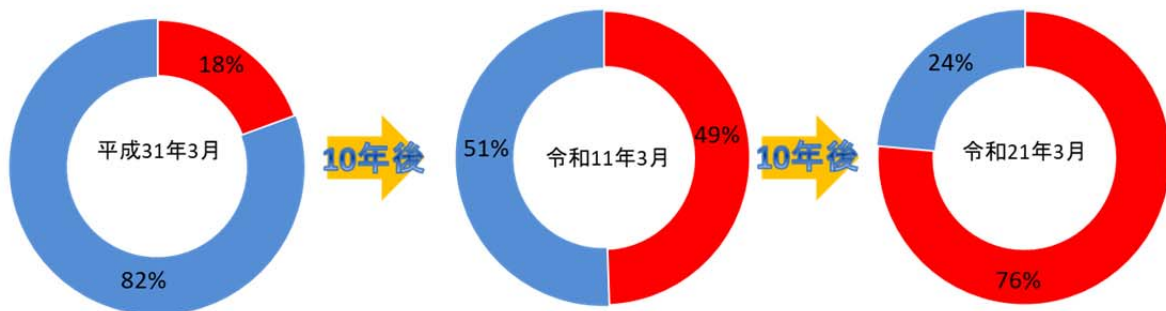
1 事業概要

港湾の根幹を形成する防波堤や岸壁などは、建設後50年以上の施設が平成31年3月の18%から、10年後の令和11年3月には約半数、さらに10年後の令和21年3月には7割を超える。必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、計画的な点検・診断と適切な対策工事による長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減する。

2 事業内容

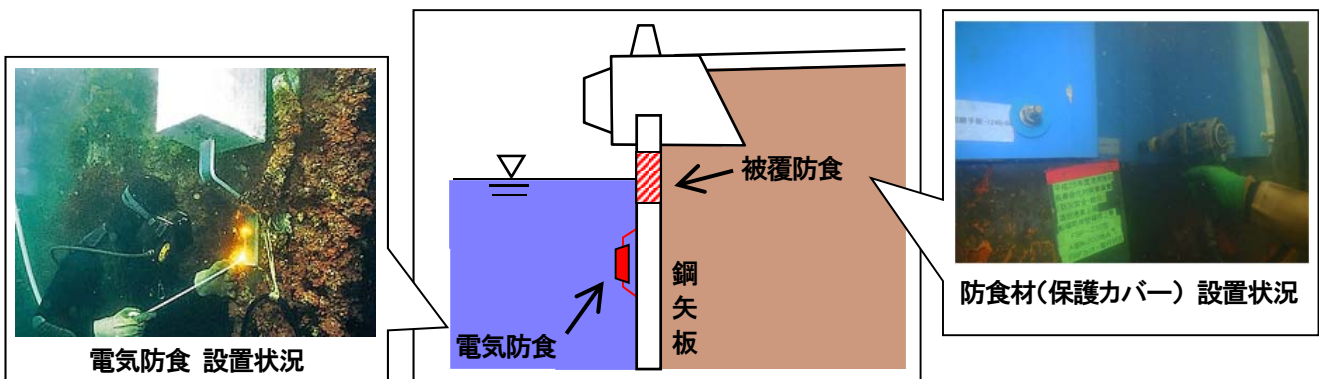
- ・岸壁、護岸等の施設について、長寿命化対策に係る詳細設計や工事を実施
- ・岸壁、護岸等の施設について、損傷、劣化、変状等に係る定期点検を実施

県内主要港湾施設のうち建設後50年以上経過する施設の割合



■ 建設後50年以上経過する施設
■ 建設後50年未満の施設

【具体的な対策事例(岸壁の場合)】



【被覆防食】

鋼材表面を各種材料(強化プラスチックやチタン)で覆い、腐食環境から遮断する。

【電気防食】

鋼材より錆びやすい材料(犠牲陽極)を鋼材表面に取り付けることで、鋼材を錆びにくくする。

担当部署 県土整備部空港港湾課

港湾担当 023-630-2625

建設産業の振興対策

建設業界のイメージアップ

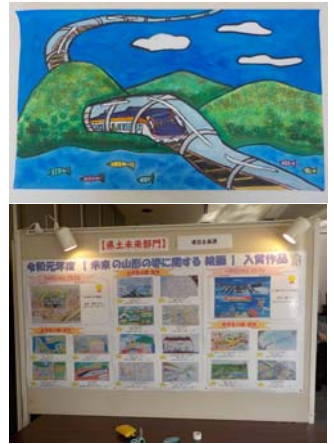
社会資本整備理解促進事業費

1 事業概要

小中学生を対象として、未来の山形の姿や、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマにした絵画コンクールを実施する。

2 事業内容

県土未来部門、河川部門、土砂災害防止部門の3部門で実施する。このうち県土未来部門では、未来の山形の姿（道路や空港、道の駅など）をイメージして絵に描いてもらうことで県土インフラに対する興味とともに、郷土愛の醸成、建設業のイメージアップを図る。

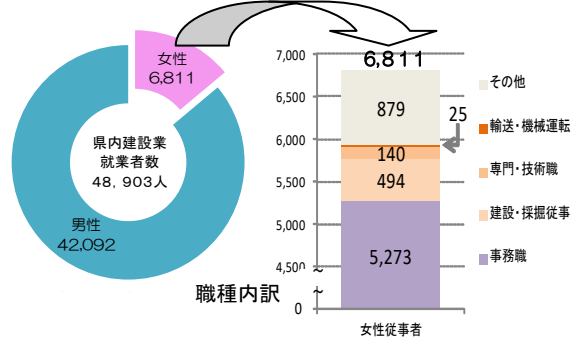
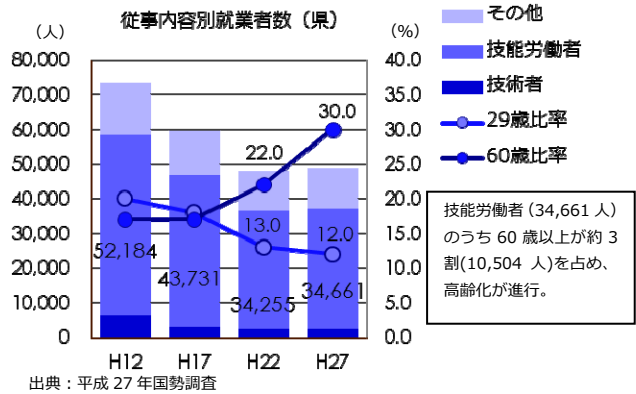
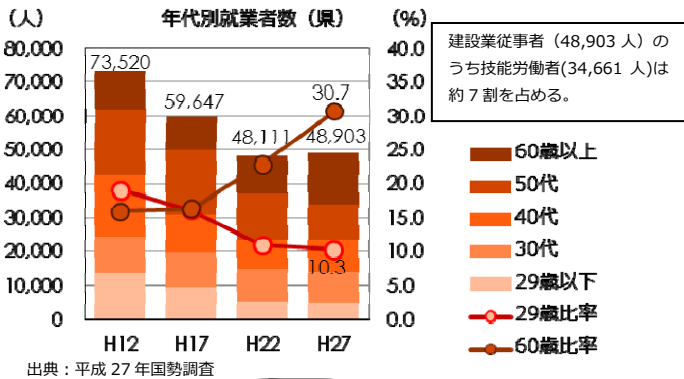


人材確保・育成の取組に対する支援

建設業人材確保・育成緊急対策事業費

1 事業概要

建設業従事者の高齢化、担い手不足が課題となっている現状において、建設現場で直接施工を担う技能労働者の確保・育成や女性技術者の入職促進の事業を行っていく。



将来の建設業を担う、多様な人材の確保・育成が重要

2 事業内容

① 建設業技能労働者確保・育成支援事業

建設業における技能労働者の確保・育成に向けた専門工事組合等の取組に対して支援する。

② 女性進出促進事業

建設業での女性の活躍を推進するため、建設業に関心を持つ高等学校女子生徒等が女性技術者の働く県内の現場を見学する「けんせつ女子ツアー」を開催する。

建設企画課 建設業振興担当
TEL 023-630-2658

やまがたの木造住宅建設担い手育成事業費

1 事業概要

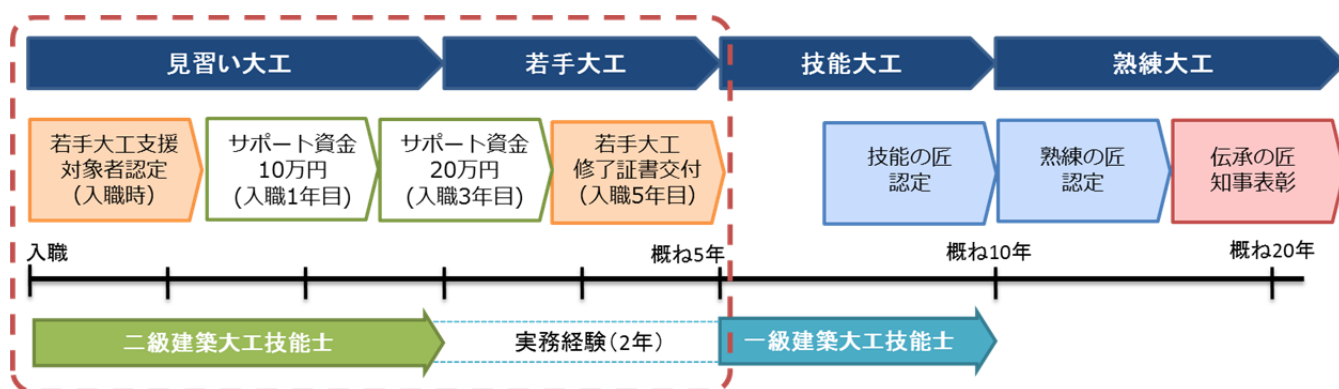
県内住宅関連産業の活性化と大工技能者の育成のため、次の取組みを行う。

- (1) 若手大工技能習得サポート資金の交付
- (2) 大工の魅力を伝えるセミナーの開催支援（未来の匠育成事業）
- (3) 木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定
- (4) 木造住宅建築担い手育成者の表彰（木造建築伝承の匠）
- (5) 住宅情報総合サイト「タテッカーナ」による住宅関連情報発信

2 事業内容

(1) 若手大工技能習得サポート事業

- ・新規入職から概ね5年間で「若手大工育成支援プログラム」とし、大工を育成
- ・新規入職者を支援対象に認定し、資格取得や技能習得を条件として資金を直接交付
- ・プログラム修了時に、技能習得の状況を確認し修了証書を交付



(2) 山形の家づくり「未来の匠」育成事業

若者に大工職の魅力を伝えるためのセミナー開催支援（高校生対象）

(3) 木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定

高い技術と経験を有する大工技能者を認定

(4) 木造建築「伝承の匠」知事表彰

木造住宅建築にすぐれた技能、経験を有し、後継者を育成した大工技能者を表彰

(5) 住宅建築情報交流事業

住宅情報総合サイト「タテッカーナ」により以下の情報を発信

- ・国、県、市町村が行う支援策情報
- ・住宅建築の伝統技術や職人紹介
- ・住宅建築の実例紹介（新築・リフォーム）

令和2年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和2年度分＞

◆ 条例案件 5件

番号	案件名	提案理由
議第48号	山形県手数料条例の一部を改正する条制の制定について	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い認定申請する者から手数料を徴収するためのもの
議第66号	山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の設定について	流域下水道事業に地方公営企業法の規定のうち財務規定等を適用するためのもの
議第67号	山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について	山形空港に係る着陸料を10分の1とする路線並びに山形空港及び庄内空港に係る着陸料を徴収しない路線について、これらの措置を延長するためのもの
議第68号	山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	新たに設置する東ふ頭交流施設の使用料を定めるとともに、当該施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするためのもの
議第69号	山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	入居決定者の3親等内の親族が連帯保証人となる場合の当該連帯保証人の要件を緩和する等のためのもの

◆ 条例以外の案件 4件

番号	案件名	概要
議第73号	流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について	流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を受益市町及び組合に対し負担させるためのもの
議第74号	一般国道13号泉田道路工事用地の処分について	一般国道13号泉田道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すためのもの
議第75号	一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について	一般国道13号新庄金山道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すためのもの
議第77号	第4次山形県総合発展計画の策定について	本県の新しい県づくりの指針となる第4次山形県総合発展計画を策定するためのもの

令和2年2月定例会 議案説明会

＜県土整備部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
83,883,256	△2,274,538	81,608,718

2 主な内容

(1) 政府の補正予算への対応 7,930,800千円

- ① 公共事業の追加 ※繰越明許費を併せて設定 6,527,121千円
- ・道路改築事業 1,673,036千円
 - ・河川整備補助事業 1,663,200千円
 - ・除雪機械整備事業 779,816千円
- ほか15事業
- ② 直轄事業負担金 1,403,679千円
- ・国直轄高速道路等事業費負担金 487,000千円
 - ・国直轄道路事業費負担金 343,000千円
 - ・国直轄港湾事業費負担金 230,400千円
- ほか2事業

(2) 事業実績等により減額する事業 (主なもの)

- ・国庫補助事業等の執行実績による投資的経費の減 (災害復旧費含む) △9,872,218千円

(3) 債務負担行為の設定

- ① 一般県道村山大石田線・主要地方道新庄次年子村山線道路改築事業
村山北ICランプ改良工事委託工事契約 限度額 350,000千円
- ② 一般県道比子八幡線道路施設長寿命化対策事業福島跨線橋耐震補強
工事請負契約 期間の変更 (H30～R2をH30～R5に変更)
限度額の変更 (270,000千円を443,000千円に変更)

令和2年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和元年度分＞

◆ 条例案件 なし

◆ 条例以外の案件 4件

番 号	案 件 名	概 要
議第18号	道路事業（単独）に要する費用の一部負担について	道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるためのもの
議第19号	主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替（桁製作・架設）工事請負契約の一部変更について	設計の一部を変更して実施するためのもの
議第20号	主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替（床版製作・架設）工事請負契約の一部変更について	設計の一部を変更して実施するためのもの
議第21号	一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事（P4）請負契約の締結について	相手方：升川建設・林建設工業特定建設工事共同企業体（西村山郡河北町） 契約金額：734,800,000円

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～(423)の9 ー略ー</p> <p>(423)の10 都 低炭素建 次の表の左 市の低炭素化 築物新築 欄に掲げる の促進に關す 等計画認 区分に応じ、 る法律（平成 定申請手 それぞれ同 24年法律第84 数料 表の右欄に 号）第53条第 定める額 1項の規定に 基づく低炭素 建築物新築等 計画の認定の 申請に対する 審査</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～(423)の9 ー略ー</p> <p>(423)の10 都 低炭素建 次の表の左 市の低炭素化 築物新築 欄に掲げる の促進に關す 等計画認 区分に応じ、 る法律（平成 定申請手 それぞれ同 24年法律第84 数料 表の右欄に 号）第53条第 定める額 1項の規定に 基づく低炭素 建築物新築等 計画の認定の 申請に対する 審査</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請</td> <td>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ)ー略ー (ロ) 共用部分（当該申請に係る建築物のロビー、管理人室、集会室、屋内廊下、屋外廊下、機械室、電気室、屋内駐車場、廃棄物保管場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ ー略ー	ー略ー	ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ)ー略ー (ロ) 共用部分（当該申請に係る建築物のロビー、管理人室、集会室、屋内廊下、屋外廊下、機械室、電気室、屋内駐車場、廃棄物保管場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請</td> <td>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (共同住宅等の建築物全体の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（人の居住の用に供する部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ ー略ー	ー略ー	ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (共同住宅等の建築物全体の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（人の居住の用に供する部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費
区分	金額												
イ ー略ー	ー略ー												
ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ)ー略ー (ロ) 共用部分（当該申請に係る建築物のロビー、管理人室、集会室、屋内廊下、屋外廊下、機械室、電気室、屋内駐車場、廃棄物保管場												
区分	金額												
イ ー略ー	ー略ー												
ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (共同住宅等の建築物全体の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（人の居住の用に供する部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費												

	<p>所及び昇降機の昇降路をいう。以下この号及び次号において同じ。) この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
ハ 一略一	一略一
ニ 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ)～(ハ) 一略一</p>

	<p>量を合計した数値により算定する場合には、(イ)に定める額) (イ) 一略一 (ロ) 共用部分(人の居住の用に供する部分のうち単位住戸以外の部分)をいう。以下同じ。) この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
ハ 一略一	一略一
ニ 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (複合建築物の建築物全体の設計一次エネルギー消費量の算定に当たり、当該複合建築物の人の居住の用に供する部分の設計一次エネルギー</p>

--	--

備考 ー略ー

第423号の10の表の付表第 1 ～付表第 3 ー略ー

(423)の11 都 低炭素建 次の表の左
市の低炭素化 築物新築 欄に掲げる
の促進に關す 等計画変 区分に応じ、
る法律第55条 更認定申 それぞれ同
第 1 項の規定 請手数料 表の右欄に
に基づく低炭 定める額
素建築物新築
等計画の変更
の認定の申請
に対する審査

区分	金額
イ ー略ー	ー略ー
ロ 共同住宅等の建築物全 体又は共同住宅等の建築 物全体及び住戸に係る申 請	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれに 定める額を 合計した額 (イ)及び (ロ) ー略ー

	<u>ギー消費量</u> <u>を単位住戸</u> <u>の設計一次</u> <u>エネルギー</u> <u>消費量を合</u> <u>計した数値</u> <u>により算定</u> <u>する場合に</u> <u>あつては、</u> <u>(イ)及び</u> <u>(ハ)に定め</u> <u>る額を合計</u> <u>した額)</u> <u>(イ)～(ハ)</u> ー略ー
--	---

備考 ー略ー

第423号の10の表の付表第 1 ～付表第 3 ー略ー

(423)の11 都 低炭素建 次の表の左
市の低炭素化 築物新築 欄に掲げる
の促進に關す 等計画変 区分に応じ、
る法律第55条 更認定申 それぞれ同
第 1 項の規定 請手数料 表の右欄に
に基づく低炭 定める額
素建築物新築
等計画の変更
の認定の申請
に対する審査

区分	金額
イ ー略ー	ー略ー
ロ 共同住宅等の建築物全 体又は共同住宅等の建築 物全体及び住戸に係る申 請	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれに 定める額を 合計した額 (共同住宅 等の建築物 全体の設計 一次エネル ギー消費量 について、単 位住戸の設 計一次エネ ルギー消費

ハ ー略ー	ー略ー
ニ 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ)～(ハ) ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の11の表の付表第 1～付表第 3

	量を合計した数値により算定する場合には、(イ)に定める額) (イ)及び (ロ) ー略ー
ハ ー略ー	ー略ー
ニ 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (複合建築物の建築物全体の設計一次エネルギー消費量の算定に当たり、当該複合建築物の人の居住の用に供する部分の設計一次エネルギー消費量を単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合には、(イ)及び(ハ)に定める額を合計した額) (イ)～(ハ) ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の11の表の付表第 1～付表第 3

—略—

(423)の11の2及び(423)の11の3 —略—

(423)の12 建 建築物エ 建築物1棟
 築物のエネルギーにつき、次の
 ギー消費性能 消費性能 表の左欄に
 の向上に関する 向上計画 掲げる区分
 る法律第29条 認定申請 に応じ、それ
 第1項の規定 手数料 ぞれ同表の
 に基づく建築 右欄に定め
 物エネルギー る額を合算
 消費性能向上 した額
 計画の認定の
 申請に対する
 審査

区分	金額
イ～ニ —略—	—略—
備考 —略—	

第423号の12の表の付表第1 —略—
 第423号の12の表の付表第2

区分	金額
—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> に係る床面積について算定する。	

第423号の12の表の付表第3 —略—

(423)の13 建 建築物エ 申請に係る
 築物のエネルギー 建築物の計
 ギー消費性能 消費性能 画の変更に
 の向上に関する 向上計画 係る建築物
 る法律第31条 変更認定 1棟につき、
 第1項の規定 申請手数 次の表(当該
 に基づく建築 料 変更の内容
 物エネルギー が当該計画
 消費性能向上 に新たな他
 計画の変更の の建築物(建
 認定の申請に 築物のエネ
 に対する審査 ルギー消費
 性能の向上
 に関する法

—略—

(423)の11の2及び(423)の11の3 —略—

(423)の12 建 建築物エ 建築物1棟
 築物のエネルギーにつき、次の
 ギー消費性能 消費性能 表の左欄に
 の向上に関する 向上計画 掲げる区分
 る法律第29条 認定申請 に応じ、それ
 第1項の規定 手数料 ぞれ同表の
 に基づく建築 右欄に定め
 物エネルギー る額を合算
 消費性能向上 した額
 計画の認定の
 申請に対する
 審査

区分	金額
イ～ニ —略—	—略—
備考 —略—	

第423号の12の表の付表第1 —略—
 第423号の12の表の付表第2

区分	金額
—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> (<u>住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分を除いた部分</u>)に係る床面積について算定する。	

第423号の12の表の付表第3 —略—

(423)の13 建 建築物エ 申請に係る
 築物のエネルギー 建築物の計
 ギー消費性能 消費性能 画の変更に
 の向上に関する 向上計画 係る建築物
 る法律第31条 変更認定 1棟につき、
 第1項の規定 申請手数 次の表(当該
 に基づく建築 料 変更の内容
 物エネルギー が当該計画
 消費性能向上 に新たな他
 計画の変更の の建築物(建
 認定の申請に 築物のエネ
 に対する審査 ルギー消費
 性能の向上
 に関する法

律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものときは、当該追加する他の建築物にあっては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1 ー略ー
第423号の13の表の付表第2

区分	金額
ー略ー ー略ー	ー略ー
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> に係る床面積について算定する。	

第423号の13の表の付表第3 ー略ー
(423)の14 建 建築物エ 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能 区分に応じ、
の向上に関する基準適合 それぞれ同
る法律第36条 認定申請 表の右欄に
第1項の規定 手数料 定める額
に基づく建築

律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものときは、当該追加する他の建築物にあっては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1 ー略ー
第423号の13の表の付表第2

区分	金額
ー略ー ー略ー	ー略ー
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> (<u>住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分</u>)に係る床面積について算定する。	

第423号の13の表の付表第3 ー略ー
(423)の14 建 建築物エ 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能 区分に応じ、
の向上に関する基準適合 それぞれ同
る法律第36条 認定申請 表の右欄に
第1項の規定 手数料 定める額
に基づく建築

物エネルギー
消費性能基準
に適合してい
る旨の認定の
申請に対する
審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)及び ロ(2)に 定める基 準に適合 すること について 審査を受 ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,000円
ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	ー略ー

第423号の14の表の付表第2

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)及び	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 33,000円 床面積の合計が300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 58,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以
ー略ー	ー略ー

物エネルギー
消費性能基準
に適合してい
る旨の認定の
申請に対する
審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)(i) 又は(3) 及びロ (2)又は (3)に定 める基 準に適合 すること について 審査を受 ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,000円 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,000円
ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	ー略ー

第423号の14の表の付表第2

区分	金額
ー略ー	ー略ー
建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第1条 第1項第 2号イ (2)(ii)	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 33,000円 床面積の合計が300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 58,000円 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以
ー略ー	ー略ー

ロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000 円
—略—	—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> に係る床面積について算定する。		

第423号の14の表の付表第3 —略—
(423)の15～(478) —略—

2 —略—

又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000 円
—略—	—略—	—略—
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の <u>住宅部分</u> （ <u>住宅部分の設計一次エネルギー消費量</u> について、 <u>単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合</u> にあつては、 <u>共用部分を除いた部分</u> ）に係る床面積について算定する。		

第423号の14の表の付表第3 —略—
(423)の15～(478) —略—

2 —略—

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例によるものとする。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例によるものとする。
(1)～(3) ー略ー	(1)～(3) ー略ー
(4)～(11) ー略ー	(4) <u>東ふ頭交流施設 酒田港の港湾施設のうち「東ふ頭交流施設」の名称をもつて第1号に規定する公示がなされた休憩所をいう。</u>
(使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第16条 県は、港湾施設を使用（占有を含む。以下この章において同じ。）する者（第26条の規定により港湾施設のうち第2条第2号から第8号までに定めるもの（以下「指定港湾施設」という。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該指定港湾施設に係る第5条の承認を受けた者（以下「指定管理者の承認を受けた者」という。）を除く。）から、別表（第1号ホ加茂港緑地の項を除く。）に定める金額を使用料として徴収する。	第16条 県は、港湾施設を使用（占有を含む。以下この章において同じ。）する者（第26条の規定により港湾施設のうち第2条第2号から第9号までに定めるもの（以下「指定港湾施設」という。）の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該指定港湾施設に係る第5条の承認を受けた者（以下「指定管理者の承認を受けた者」という。）を除く。）から、別表（第1号へ加茂港緑地の項を除く。）に定める金額を使用料として徴収する。
2及び3 ー略ー	2及び3 ー略ー
(指定管理者が行う管理の基準)	(指定管理者が行う管理の基準)
第26条の2 指定管理者は、指定港湾施設の管理上知事が必要と認める基準のほか、指定港湾施設のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる基準に従い、その管理を行うものとする。	第26条の2 指定管理者は、指定港湾施設の管理上知事が必要と認める基準のほか、指定港湾施設のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる基準に従い、その管理を行うものとする。
(1) ー略ー	(1) ー略ー
(2)～(5) ー略ー	(2) <u>東ふ頭交流施設</u> <u>イ 開館時間は、1日当たり7時間以上とすること。</u> <u>ロ 休館日は、年間53日以下とすること。</u>
2～4 ー略ー	2～4 ー略ー
別表	別表
(1) 通常使用の場合	(1) 通常使用の場合
イ <u>酒田北港緑地</u> 、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以	イ <u>酒田北港緑地</u> 、 <u>東ふ頭交流施設</u> 、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び

外の港湾施設

港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考
—略—					

(注) 1～3 —略—

ロ —略—

ハ～ハ —略—

(2) —略—

鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設

港湾施設名	使用区分	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	備考
—略—					

(注) 1～3 —略—

ロ —略—

ハ 東ふ頭交流施設

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
休憩所	1平方メートル1月につき	3,000円	使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

ニ～ト —略—

(2) —略—

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(連帯保証人)</p> <p>第10条 入居決定者は、2名の連帯保証人を<u>たてなければならない</u>。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める連帯保証人は、<u>県内</u>に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものでなければならない。</p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第10条 入居決定者は、2名の連帯保証人を<u>立てなければならない</u>。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める連帯保証人は、<u>県内（当該連帯保証人が入居決定者の3親等内の親族である場合は、国内）</u>に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものでなければならない。</p>
<p>(県営住宅の明渡し)</p> <p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意に<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 県は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた入居者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 一略一</p>	<p>(県営住宅の明渡し)</p> <p>第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 県は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた入居者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 一略一</p>